

◆第三次提案(官官規制分野)

【国への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
総論	官官規制	【具体的内容】 地方自治法等による国の自治体に対する過剰な規制の見直しが必要。 【提案理由】 多様な自治体を全国一律の制度で統制していることが非効率な自治体運営の要因となっている。	地方自治法等
公営企業の民営化手法に係る改革	公営企業の民営化促進に向けた枠組みの提案	【具体的内容】 民営化を想定した法令の整備を求める。 (企業債、補助金、税制、職員処遇、民営化のインセンティブ) 【提案理由】 公営企業を円滑に民営化するためには事業の権利承継に係るスキームを規定した通則法を整備する必要がある。	
	民間参入を可能にするための枠組みの提案 【水道事業】	【具体的内容】 水道への民間参入を可能にするための規制緩和(公共施設等運営権者の事業認可申請手続・認可基準、水道法上の解釈・補助対象の明示、会計基準の整備など)を求める。 【提案理由】 水道事業をコンセッションで運営していくためには、水道事業を経営する民間企業が活用できる会計基準を整備するなど、様々な規制緩和を行うことが必要である。	水道法 地方自治法 地方財政法
	民間参入を可能にするための枠組みの提案 【有料道路】	【具体的内容】 ①利用者からの料金徴収を道路会社や自治体、道路公社等に限定している規定を改正し、PFI法上の公共施設等運営権者にも認めること(道路整備特別措置法第42条)。 ②利用者から徴収する料金に含めることが出来る原価を限定列举し、当該原価以外を料金に含めることが出来ない(＝公共施設等運営権者にとっての利潤が認められない)仕組みを改めること(道路整備特別措置法第23条)。 ③現在の有料道路制度は事実上、建設にかかった費用を回収した段階で無料開放することを原則としており、多額の維持管理費用がかかるなどの例外的な理由に当てはまらない限り、償還後の料金徴収を認めていないが、これを改めること(道路整備特別措置法第15条)。 【提案理由】 PFI法改正によりコンセッション制度が導入されたが、道路整備特別措置法は、道路を自治体、道路公社等が管理運営することを前提としており、コンセッション方式で民間事業者が有料道路事業に参入するためには道路整備特別措置法の改正等が必要である。	道路整備特別措置法 第15条 第23条 第42条
	民間事業者の「公の施設」の管理運営への参入を促進するための新たな制度の創設	【具体的内容】 民間事業者が「公の施設」の管理運営に参入する手法として地方自治法により指定管理者制度が設けられている。しかし、「公の施設」はいわゆる箱モノ施設から河川・堤防、更には公営事業関係施設までを含むものとされ、民間事業者が管理運営を行う場合には、一律に指定管理者制度が適用されることになっている。 「公の施設」の実態・性格等により、取扱いの区分を設け、例えば、現行の指定管理者制度とは異なる枠組みとして、契約関係で民間事業者が管理運営を受託できる制度を創設されたい。 【提案理由】 指定管理者の指定は、行政処分とされ、地方自治法第244条の2第11項では、地方公共団体には指定の取消しが認められている。指定管理者と地方公共団体との間では、リスク分担や指定の取消事由を取り決める協定書等を締結するものの、このような取り決めが、行政処分の取消しに対してどれだけの有効性があるのか不明であり、指定管理者は不安定な地位に置かれている。法律上、地方公共団体に無条件に指定の取消権を認めたものとは解されないが、民間事業者にとって、取消しの予測可能性が不十分であり、大規模な投資を行うにはリスクが高く、投資判断をする条件が整わない。 このため、民間事業者の投資が必要な「公の施設」の管理運営を行う場合は、民間事業者と地方公共団体の関係を、「指定」という行政処分で規律するのではなく、契約関係で規律する新たな制度の創設が望まれる。 指定管理者制度ではなく、契約で規律することができれば、民間事業者にとっては、事業機会が増えるメリットがあり、地方公共団体にとっても、「公の施設」の管理運営に参入する事業者が増え、競争環境が生まれることによるサービスの向上や委託料の低減が期待できるメリットがあるものと思料する。	地方自治法 第244条の2
	PFI・コンセッションと指定管理者制度の適用関係の明確化	【具体的内容】 公共施設等の整備・管理運営に民間の資金や経営能力等を活用する手法としてPFI・コンセッションの制度があるが、一方で、民間事業者が「公の施設」の管理運営する手法として地方自治法により指定管理者制度が設けられている。 PFI・コンセッションで管理運営される公共施設等が「公の施設」に該当する場合には、PFI・コンセッションの制度と指定管理者制度の両制度が適用され、PFI法第13条では、指定管理者の指定に当たっての配慮等が規定されているが、取り扱いがあいまいになっている。このため、PFI・コンセッションの制度が適用される場合には、指定管理者制度を適用除外とするか、地方自治法上の手続を要せずに指定管理者とみなす制度とされたい。 また、コンセッションの適用施設を無料利用施設にも拡大されたい。 【提案理由】 PFI・コンセッションの制度と指定管理者制度が二重に適用されるため、手続が煩雑になるほか、PFI・コンセッションでの契約解除事由、コンセッションの取消事由と指定管理者の指定の取消事由との相違が明らかでなく、民間事業者がPFI・コンセッションへ参入する際の阻害要因となっている。このため、PFI・コンセッション制度と指定管理者制度の適用関係を整理すべきである。 また、現在、利用料金を徴収する施設に限られているコンセッションの適用施設を無料施設にも拡大すべきである。	PFI法 地方自治法 第244条の2
地方独立行政法人制度	地方独立行政法人の業務の条例化と兼業禁止規定の緩和又は廃止	【具体的内容】 地方独立行政法人の行うことができる業務について、法令での限定列举を廃止もしくは緩和し、地方公共団体の判断に委ねられたい。また、公営企業型地方独立行政法人等の兼業禁止規定を緩和又は廃止されたい。 【提案理由】 国の独立行政法人については業務の範囲は個別法に委ねられており、独立行政法人通則法では限定されていない。一方、地方独立行政法人については、地方独立行政法人法及び同施行令において業務が限定列举されている。 このように国制度との違いがあるほか、法令で規定されている業務以外の業務を行う法人の設立を意図したとしても、法令改正が必要になるため、時宜を得た法人設立が困難となる。 また、兼業禁止規定があるために、附帯業務での位置づけである場合を除き、例えば、本格的に病院事業と社会福祉事業を併営することができない。	地方独立行政法人法 第21条 第70条 第82条 地方独立行政法人法 施行令 第4条
	地方独立行政法人の長期借入や出資の規定の整備	【具体的内容】 設立団体以外からの長期借入や企業への出資に関する規定の整備を求める。 【提案理由】 現行制度において、地方独立行政法人は、設立団体以外からの長期借入が認められておらず、また、同法人の持つ知識や技術、研究成果等を用いて事業を行う者への出資もできない。	地方独立行政法人法 第41条(長期借入) 第21条2号及び第70条 (出資規制)

【府市への提言】

分野	提案名	提案内容(規制改革、制度改正等)	規制の根拠
指定管理者制度	指定管理者制度の運用改善	【具体的内容】 指定管理期間の長期化、契約条件の明確化、自主事業・施設の改修の拡大が必要。 【提案理由】 指定管理者制度を運用面において改善することにより、一層の民間ノウハウの効率的・効果的な活用が期待できる。	